

火災安全設備の保守，試験及び点検に関する事項

改正規則

事業所承認規則

鋼船規則 P 編

鋼船規則 R 編

改正事項

火災安全設備の保守，試験及び点検に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 14 規則及び 2009MODU コード第 9 章において，IMO が策定した指針（MSC/Circ.850）を参考に，船上において火災安全設備の保守，試験及び点検を実施することが要求されている。

当該指針（MSC/Circ.850）は，1998 年 6 月に回章されてから 15 年近く経過しており，その間に承認された種々の消防設備等が反映されていないことから同指針の見直しが行われ，2012 年 5 月に開催された第 90 回海上安全委員会（MSC 90）において，MSC.1/Circ.1432 として承認された。

今般，MSC.1/Circ.1432 に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

火災安全設備の保守，試験及び点検に関して，MSC.1/Circ.1432 を参考として実施するよう改めた。